

愛媛県特定希少野生動植物 ナミキソウ保護管理事業計画

I 計画の基本方針

ナミキソウ *Scutellaria strigillosa* Hemsl.は、シソ科に属する多年草で、北海道、本州、四国、九州、朝鮮半島、中国大陸、千島、樺太に分布している。本種は、海岸の砂地に生え、細長い地下茎があり、茎は枝分かれして草丈が10～40cmになる。6～9月、茎の上部の葉腋に紫色の唇形花を一方に偏ってつける。花冠は基部から急に上側から曲がることで他のナミキソウ類と区別される（愛媛県レッドデータブック，2014）。

本種は、確実な自生地が1ヶ所であることから、県は愛媛県絶滅危惧IB類に区分し、さらに「愛媛県野生動植物の多様性の保全に関する条例（以下「条例」という）」により、特定希少野生動植物に指定している（以下、「条例指定種」という）。

この条例指定種について、特定希少野生個体の繁殖の促進やその自生地の環境整備等を図るため必要があると認める時は、保護管理事業を実施することとしている。

本管理事業計画は、その事業を適正かつ効果的に推進するための計画であり、関係機関と密接な連携のもと、本種の生育状況を把握し、その生育環境の維持及び改善を図るとともに、違法採取の防止対策の強化を図ることにより、自生地で安定的に生育できる環境を保全することを基本方針とする。

II 現状と課題

1 自生地の減少

本種は県内各地の海岸で記録はあるが、現時点での自生地は今治市内の海岸1ヶ所だけである。自生地では、砂浜のやや内陸部にある松林の草地に数十株が生育している。ここではかつて200株ほどあったとの記録があるが2018年には面積は約50㎡で30～50株と減少している。自生地が1ヶ所でありかつ小面積であることは種の存続に関してはきわめて危険な状況である。

2 生育環境悪化の懸念

自生地では、すでに他の植物の繁茂による被圧が発生しており、今後、人の踏みつけや草刈り・海岸清掃による意図しないダメージを受けるおそれもある。また台風襲来と満潮が重なると高潮により海水を被り、群生地が壊滅的な影響を受ける懸念がある。

III 保護管理事業

1 目標及び推進内容

本種の保全のためには、自生地を取り巻く環境を望ましい状態に改善し維持する必要があることから、以下の内容で当事業に取り組むこととする。

(1) 目標

ナミキソウの自生地及び生育環境の確保

(2) 推進内容

- ・モニタリング調査の実施
- ・生育環境の維持
- ・生息域外保全の取組
- ・関係機関等と事業者等との情報共有
- ・県民等に対する啓発活動

2 事業の区域

事業の区域は、愛媛県内の本種が自生する区域とする。

また、新たな地域で生育が確認された場合は、生育状況等の調査を行い、事業の区域に含めるものとする。

3 事業の推進内容

事業区域において条例の順守による保護対策を進めるとともに、本種の生育する地域等においては以下の対策を推進する。

(1) モニタリング調査の実施

今治市内の自生地において、本種の生育状況、生育環境等について定期的にモニタリング調査を実施し、情報の収集及び解析を行う。生育状況や生育環境に著しい変化が認められる場合は、その原因を明らかにした上で対策を講じる。

また2006年には自生を確認できた宇和島市日振島で現存確認調査をするなど新たな自生地の発見に努める。

(2) 生育環境の維持

自生地において、本種の生育に阻害を及ぼす恐れのある他の植物を除去し、本種の生育環境を良好な状態に保つ。人の立ち入りを防ぐための対策を講じる。

(3) 生息域外保全の取組

本種の自生地は1ヶ所のみで、個体数も大幅に減少していることと、高潮による自生地の消失を回避するために、生息域外保全を早急に検討する。

(4) 関係機関等と事業者等との情報共有

上記(1)～(3)の実施に際しては、自生地の地権者や地方公共団体、学校関係者、企業、専門家等との情報共有を図り、各主体が協働して保全に取り組む体制の構築に努める。

(5) 県民等に対する啓発活動

特定希少野生動植物の違法採取等の禁止や本種の重要性を周知するため、パンフレット等の配布や観察会等によって広く県民へ啓発活動を行う。

また、地元住民への本種保全の意識啓発を行うとともに、市民参加型の保全活動を実施する。

4 事業の推進体制

関係者及び関係機関との連携協力体制を整備し、継続して調査や保護活動を実施し、併せて保護管理団体の育成及び支援を行いながら、ナミキソウの保護管理活動を推進する。

IV その他

この計画に定めのない項目については、別途協議を行うものとする。